

文京区景観づくり条例（平成二十五年九月文京区条例第三十五号）新旧対照表

改正後	現行
第一章 総則～第五章 表彰及び支援 （略） 第六章 文京区景観づくり審議会等 （設置） 第二十五条 （略） （組織） 第二十六条 審議会は、二十人以内の委員で組織する。 2 委員は、景観づくりに関し識見を有する者、区民等及び区議会議員 ———のうちから、区長が委嘱————する。 3 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 <u>（小委員会）</u> <u>第二十六条の二 審議会の効率的な運営を図るため、審議会に小委員会を置くことができる。</u> <u>2 小委員会は、審議会が定める事項について調査し、又は審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。</u> <u>3 小委員会は、次条第一項に規定する景観アドバイザー及び良好な景観づくりに資すると区長が認めた者のうちから区長が委嘱する委員その他規則で定める委員十人以内をもって組織する。</u> <u>4 前三項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> （景観アドバイザー）	第一章 総則～第五章 表彰及び支援 （略） 第六章 文京区景観づくり審議会等 （設置） 第二十五条 （略） （組織） 第二十六条 審議会は、二十人以内の委員で組織する。 2 委員は、景観づくりに関し識見を有する者、区民等、<u>区議会議員及び区職員</u>のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。 3 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 <u>（新規）</u> （景観アドバイザー）

第二十七条 （略） 付 則 （略） <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第二十七条 （略） 付 則 （略）
---	---------------------------------